

## 橿原市特別職報酬等審議会 1 回目 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 21 日 (木) 午前 10 時から
- 2 場 所 本庁本館 3 階第 2 会議室
- 3 出席者 委 員 田中会長、森本委員 (職務代理)  
(50 音順) 喜多委員、米田委員、山中委員、吉田委員  
事務局 西田総務部長、中西総務部長心得、栗原人事課長 (司会)  
吉住人事課課長補佐、村井田人事課課長補佐兼給与係長、辻人事課主査

### (1)開会

### (2)市長の諮問

### (3)委員紹介、委嘱状交付

### (4)審議

#### 1. 会長選出

会長の選出について、事務局一任の声があり、事務局案として前回の報酬審議会では会長を務めた田中委員を会長に推薦。

全委員異議なしとなり、田中委員が会長に就任。

#### 2. 職務代理の指名

事務局案として前回の職務代理を務めた森本委員を推薦。会長の指名により森本委員が職務代理となる。

#### 3. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

##### 配布資料の説明

以下の資料について事務局より説明を行う。

資料 1 橿原市農業委員会の現状

” 2 農業委員会法改正の概要

” 3 農地利用最適化推進活動の概要

” 4 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

” 5 橿原市農業委員報酬実績

” 6 全国農業委員報酬 (近畿・中部)

” 7 県内各市農業委員報酬

” 8 全国農業委員・推進委員の報酬格差

” 9 橿原市農業委員会活動実績

” 10 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抜粋)

” 11 橿原市選挙管理委員会委員報酬実績

” 12 橿原市監査委員報酬実績

### 【質疑応答】

- 委 員 資料2より、農業委員は市長の任命制となるようだが、推進委員はどのように決められるのか。
- 事務局 推進委員は農業委員会が委嘱することとなる。今回新たに 14 名の農業委員が選出され、議会の同意を経て任命されるが、推進委員は農業委員により承認され、農業委員会が委嘱する形となる。

- 会 長 推進委員は農業委員会の委嘱ということであるが、身分はどうなるのか。
- 事務局 推進委員の業務としては、概ね農業委員と同様になるが、農業委員が行う審議担当と現場担当のうち、法改正により役割が明確化され、現場活動を主に受け持つこととなる。
- 会 長 市長ではなく農業委員会の委嘱となるとということだが、身分はどのようになるのか。
- 事務局 非常勤の特別職となる。
- 会 長 非常勤の特別職であるということで、本審議会で報酬について議論するということいいのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 現行の農業委員は 26 名いるが、新体制では農業委員が 14 名、推進委員が 11 名となっている。現在の農業委員はどうなるのか。そのまま移行していくのか。
- 事務局 今回の法改正で定数も改められた。農業委員の定数上限は 14 名となっている。推進委員は、農地面積 100ha につき 1 名とされ、本市の農地面積は 1,065ha であるため、11 名が定数となる。定数については、既に 3 月定例議会で条例化している。
- 委 員 資料 5 の委員の現場活動等の日数はどのように見ればいいのか。
- 事務局 資料中の活動日数は、総会、小委員会などの定例的な会議を除いた、その他の活動日数を表している。例えば、会長の 4 月の実績“1”は、総会等の日数 3 日以外に 1 日の実績があるということで、日額根拠日数としては 4 日となり、日額 11,300 円×4 日 = 45,200 円となっている。総会が 1 回、小委員会が 2 回の計 3 日は、毎月の定例的なものとして計上される。
- 委 員 資料 6 について、他団体と比較して会長報酬の年額が 2 位となっている。これは非常に上位にあるわけだが、ここまで上がる何かしらの要因はあるのか。活動内容はこういったものになるのか。
- 事務局 本市では、農業委員の報酬について『月額・日額の併用制』を導入しており、実態として研修等の出席日数が加算され、日額へ反映されている。資料 7 にあるように県内各市の報酬額を見ても上位 1～3 位までは、『日額制』あるいは『併用制』を採っている団体が占めている。『日額制』が結果的に報酬額の上昇に繋がっていると考え。
- 会 長 今の質問であるが、会長の報酬額は、資料 6 より全国平均で 2 位。資料 7 より奈良県は全体的に高い水準にあると言える。その中でも大和郡山市や生駒市も比較的高い。
- 事務局 奈良県は全国的に見ても報酬額が高い位置づけとなっている。このことは“奈良県”の地域性によるものと考え。
- 委 員 農業委員の仕事は、地目変更など現場活動が非常に多いと感じる。県内の状況を見ると、橿原市、生駒市との比較で農地の状況や農業委員の活動内容に大きな違いはあるのか。宅地化が進むことで活動実績が増えることとなるのか。
- 会 長 過疎地では農地転用の許可・届出が少ない。一方、宅地化が進んでいる自治体では、農地転用等の申請が頻繁に行われる。橿原市の場合はどうか。
- 事務局 本市において転用等の申請件数はかなり多い。生駒市の耕地面積は 390ha と本市と比べ小さく、認定農業者がいないこと、農業振興地域がないなど農地転用の実績は少ない。“農業”だけを見た場合かなり地域差があると考え。

また農業委員会としての役割・目的は同じではあるが、全国的に取組み・活動には温度差・地域差がある。そうしたことから今回の法改正で農業委員と推進委員について役割分担を明確にし、やるべきことを示されたことになる。

「農地の番人」と言われる農業委員会は、社会問題となっている耕作放棄地、その原因となっている担い手不足、従事者の高齢化、これらの解消に努めることとなる。

一昨年 7 月より、“出し手”と“受け手耕作希望者”とのマッチングを行う中間管理機構が発足した。推進委員はここの連携を図っていくことが明確に示された。

会 長 従来の農業委員は“番人”であり、農地を守ることを使命としてきたが、新たに設置される推進委員は、守ることから“活用”することを推進する、その位置づけとなる。

委 員 農業委員の任命は、今後市長が行うこととなる。農業委員は市内でも地域による差があるように思う。推進委員は農業委員会から推薦されるということであるが、農業委員に偏りが生じると推進委員の推薦に影響は出ないのか。そう考えると農業委員の選出もなかなか難しいのではないかと。

事務局 農業委員の選任について今回の改正で定数も見直された。定員は 14 名となり、認定農業者が過半数占める、女性、利害関係のない者を入れるなどの条件が付加され、より具体化された。そのため農業委員の地域性を優先すると認定農業者の偏りなどの問題が生じるため、選出が難しくなる。

そこで推進委員があらかじめ農業委員会が定めた区域の代表として選出されることとなっているため、それにより地域性を重視することとなる。

会 長 今回の審議内容をあらためて整理すると、1 点目は、農業委員の報酬の見直し、2 点目は、農地利用最適化推進委員の報酬の決定、3 点目は、委員報酬の併用制の見直しが挙げられる。

資料 5 に全国平均の農業委員と推進委員との報酬格差 69.4%が示されているが、農業委員の報酬が決まれば、ここから推進委員の報酬額を求めていくということでもいいのか。

事務局 事務局としてはそう考えている。

また農業委員の報酬について、現在、月額・日額の『併用制』をとっているが、実情をみて『月額制』の方がいいのではないかと、このことについての議論をお願いする。

会 長 過去に『日額制』を導入したきっかけは、どういったものであったか。

事務局 『月額制』を『日額制』に改めるきっかけとしては、活動実績のない者に月額報酬を支給することへの違法性について議論された経緯がある。

会 長 最終的には最高裁で『月額制』も認められた。現在の法制度においては、『月額制』も正しいとの判断である。

『月額制』の正当性は理解できたが、『日額制』を導入するという判断はあるか。

事務局 理論上はあり得る。ただし、現実的には日額に相当する活動が明確な形で示すことができるかというところがかなり難しいのが現実である。

特に農業に関わる、地域でさまざまな相談を受ける、地元で活動されることが具体的に数値として示しにくい。『日額制』は活動実績がカウントしづらいという問題を抱えている。

- 会 長 地元での現場活動は把握しづらいということで、判例やこうした状況から『月額制』がより適正と考えられる。
- 委 員 選挙管理委員は『日額制』であるが、会合の出席など実績は把握しやすい。そういう意味で日額でも分かりやすい。一方で、農業委員は会合以外にも現場活動もあり、『日額制』の活動の把握は難しいということ。
- また監査委員も一部『日額制』が存在するが、議会選出の委員は決まった日に出席するため、選挙管理委員同様に実態を把握しやすい。
- 会 長 ここまでの意見をまとめると、本会の結論として、現在の『併用制』を『月額制』に改めることは問題ないとするのが妥当と考えるが、どうか。
- 委 員 仮に活動が適正でない場合は、再任されない。そうしたことで『月額制』に改めて問題は生じないと思う。
- 会 長 それでは3つの案件のうち、本会として、「委員報酬のあり方」については、『月額制』が妥当ということで決定する。
- 残りは、「農業委員の報酬額の見直し」と、関連して「推進委員の報酬」をどう決めるのか、その際に全国平均の報酬格差をどう捉えるのか、ということになる。
- その上で、事務局の考えはあるか。
- 資料からは全国と比較して奈良県は高い。「日額」をとる生駒市、大和郡山市は別として橿原市は独自に考えなければいけないのか。そのあたり事務局ではどう考えるか。
- 事 務 局 資料の説明にもあったが、近畿・中部と比較して、本市の委員報酬はやはり高水準である。特に会長が高い水準にある。こうした意味において見直しが必要ではないかと考える。
- また一方で、奈良県の特殊性、奈良県自体が高いことについても無視はできず、全国を基準に一律に考えるのはやや強引であると思う。そうした部分を加味して検討いただく必要がある。何れにしても方向性としては、引き下げの方向で議論いただくのが妥当であると思う。
- 会 長 事務局の考え方を聞いたが、審議会としてどう受けるか。
- 委 員 資料 10 教育委員の報酬が 86,000 円となっているが、これがひとつの基準となるのではと考える。仕事の量の違いはあると思うが、教育委員と比較してみてもどうか。
- 会 長 現行の教育委員の報酬については、平成 26 年度にさまざまな材料をもとに検討してきた。そこのバランスも考える必要もある。農業委員、推進委員の報酬額を検討する上で、奈良の特殊性を配慮するのか、全国レベルで検討を行うのか、この辺りもポイントになる。事務局の意見では、農業委員の報酬全体を抑えるべきではとのことであるが、予算の適正化という点からも十分に検討を行う必要がある。
- その場合に全国レベルを見ながら、奈良の特殊性を踏まえ、橿原市がリーダーシップをとって率先して適正な報酬額を考えていくのが望ましい。あまり他市を意識せず、橿原市として独自の展開をとっていいと考える。財政の問題もあり、大胆に考えてもいいのではないかと。
- 事 務 局 市長の考えとして、今回の推進委員を中心とした見直しについては、県内でもトップをきるということで、今回の結論は県内での何らかの指針になるのではと考えているので、ある程度大胆な判断もいいと考える。

会 長 本日は結論までは難しいと思うが、方向性としては、奈良の特殊性に縛られず、全国レベルから見た現状を捉え、減額を考えていく方向で検討を進める。

それについて事務局で何かしら案はあるのか。

事 務 局 事務局の素案をお示しする。

ここまでの状況を確認すると

- ・本市で『月額・日額併用制』を採用しているのは、農業委員会委員報酬のみである。
- ・資料 6、資料 7 より、会長、農業委員とも平均報酬月額が高い水準にある。
- ・資料 7 より、『日額制』を採用している団体は、何れも高水準となる傾向にある。
- ・資料 6 より、ほとんどの団体において、『月額制』を採用している。

以上のことから、現在の『併用制』から『月額制』へ切り替えるのが妥当と考える。

ただし、報酬を『月額制』に改める場合、会合の出席回数等の役割の違いから農業委員を“小委員会委員”と“その他委員”に分ける必要がある。

また、全国基準の月額ベースと県内各市の月額ベースには、大きく差があるものの、奈良県という地域性が影響していることを加味した場合、本市の報酬算定基準には、県内各市の平均報酬額から求めるのが望ましい。

会長の報酬額については、現状と比較した場合、平均報酬月額 83,575 円（資料 5）と県内各市平均報酬月額 58,000 円の報酬割合は、69.4%となる。

農業委員（小委員会）の報酬額について、同じく現状との比較を見た場合、平均報酬月額 53,722 円に 69.4%（会長比較）を乗じると約 38,000 円となり、県内平均とほぼ同額となる。

農業委員（その他委員）について、平均報酬月額 29,833 円（資料 5）に 69.4%を乗じ、おおよそ 21,000 円 となり、さらに、推進委員について、全国で“推進委員”を設置している自治体の 6 割（資料 8）が、“農業委員”との報酬差を設けており、格差を設けている団体の「農業委員」と「推進委員」の報酬平均格差は、69.4%で、何れも農業委員の方が高くなっている。これは農業委員と推進委員の権限の違いによるものと考える。

そこで、『推進委員報酬算定基準』を推進委員導入団体における農業委員と推進委員の報酬格差に業委員報酬を乗じて、“推進員報酬額”を算定するとした場合、農業委員全体の平均報酬月額は、小委員会 38,000 円+ 委員 21,000 円 ÷ 2 = 29,500 円/月 すなわち、算定基準に照らして推進委員の報酬額を求めた場合、 $29,500 \times 69.4\% = 20,473$  約 20,000 円となり、月の報酬額 20,000 円/月 が求められる。

以上、事務局案を申し上げる。

会 長 具体的な計算根拠を示していただいた。これに縛られることはないのので、本日は方向性を確認し、事務局案の提示を受けたところまでとして、次回までに各委員で検討いただくということでお願いしたい。

委 員 参考までに教育委員は何人おられるのか。

事 務 局 4 人である。

委 員 今後農業委員の新体制は 14 人である。教育委員との比較を考える上において、教育委員会の定例会はどのくらいあるのか。

- 事務局 月 1 回定例会がある。それ以外に臨時で年間 5・6 回は開催される。
- 委員 農業委員会は、月 1 回、そのほかはどうか。
- 事務局 総会が月 1 回。以外に小委員会が 2 回。合計すると月 3 回は会合がある。
- 委員 すると農業委員会の方が会合等の開催回数が多いということになるのか。
- 事務局 ただ教育委員会は、学校訪問、入学・卒業式などには必ず交替で出席いただくため、出席する行事はかなり多くなる。年間で 20 日はあると思う。
- 次回に、教育委員の参加行事について資料を用意する。
- 会長 今回は農業委員の報酬の見直しであるが、これに関連して他の行政委員の見直しも今回併せて行うのか。
- 事務局 本年度 10 月には、市長、議長を含め特別職全体の見直しを予定している。その中で他の行政委員について議論をお願いすることになる。
- 会長 今回は農業委員のみということで、市長の言葉にもあったように榎原市がリーダーシップをとって検討していくこととなる。本日はこれまでとし次回に事務局案を踏まえ、報酬の見直しについて結論を明らかにする。
- 本日の会議はこれで終了する。

#### (4) 次回の審議日程

第 2 回審議会 平成 28 年 8 月 5 日 (金) 午前 10 時から